

パブリック・コメントの概要

1.冒頭

PCAOBが外国会計事務所について特別の問題があるかもしれないと認識し、ラウンドテーブルを開催することを感謝。

SECに対してこれまで要請してきたと同様、PCAOBに対して日本の監査法人に適切な適用除外を設けることを要請。

2.登録義務からの適切な適用除外の要請

PCAOBに対し、企業会計改革法の適用除外条項を活用して、日本の監査法人について、登録義務からの適切な適用除外を設けることを要請。日本の監査法人は、PCAOBによる検査・調査・懲戒処分のような監督権限に服するべきでない。

(1)本国の当局による登録・監督の原則

DSCO (証券監督者国際機構)の「監査人の監督に関する原則」では、本国の当局による登録・監督がその本質的な側面。

この原則は、各国の主権及び監査人監督に関する相互尊重及び国際礼讓の観点から、極めて重要。さらに、異なる国の監督当局間の規制監督上の重複・矛盾を避け、また外国会計事務所への不要な規制監督上の負担・コストを避けるためにも重要。

金融庁はPCAOBと同様の使命。DSCO原則に沿って協力する用意。PCAOBによる日本の監査法人の登録・監督は不適切・不要。PCAOBが日本の監査人監督制度を尊重し、かつ侵さないことを要請。

(2)日本の監査人監督制度の強化

日本の監査人監督制度はDSCO原則に合致。3月14日に公認会計士法の包括的な改正法案を国会に提出。これにより、日本の監査人監督制度は、企業会計改革法における監査人監督制度と一層実質的に同等なものとなる。

PCAOBが日本の一層強化されより実質的に同等となった監査人監督制度を尊重することを要請。

(3)守秘義務の衝突

日本の監査法人が企業会計改革法の下でPCAOBへの情報提供義務を課されると、日本の公認会計士法上の公認会計士の守秘義務と明らかに衝突。

PCAOBがこの点で日本の公認会計士法を尊重することを要請。

(4)他の問題

監査法人間の競争促進と矛盾。

PCAOBが指摘する外国会計事務所の登録を正当化する事項は根拠がない。

3.提案されている登録制度へのコメント

過度な情報提供義務。

その他。

4.結論

日本の監査人監督制度は、企業会計改革法と規則案における関連する規定と同じ目的を達成するよう定められている

PCAOBに対し、最終規則を定めるに当たり、我々のコメントを十分考慮するよう要請。

(以上)